

当案内および過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年12月27日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1227第2号」および令和6年12月27日付け厚生労働省保険局医療課長通知「保医発1227第4号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)が改正され、令和7年1月1日より適用されることになりましたのでご案内いたします。

敬具

記

算定方法の一部改正項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D006-18 BRCA1/2遺伝子検査				
1	腫瘍細胞を検体とするもの	20200	遺伝子・染色体 (100)	*1

[注] 下線部が追加されました。

*1：(1) 「1」腫瘍細胞を検体とするものについては、初発の進行卵巣癌患者、転移性去勢抵抗性前立腺癌患者又は転移性、再発若しくはHER2陰性の術後薬物療法の適応となる乳癌患者の腫瘍細胞を検体とし、次世代シーケンシングにより、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、BRCA1遺伝子及びBRCA2遺伝子の変異の評価を行った場合に限り算定する。



新規収載項目

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
D023 微生物核酸同定・定量検査				
12	マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出	350	微生物 (150)	*2

[注]

*2：(39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイムPCR法により測定した場合に、本区分の「12」の脛トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。

ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。

イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。

点数区分	検査項目名	実施料	判断料	注
N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製				
	p16タンパク	720	病理 (130)	*3

[注]

*3：(11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQリンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロゲンレセプターを準用して算定する。